



ごみ拾いボランティア用ごみ袋 案内チラシ

◆ごみの分別について

- 燃えるごみと燃えないごみに分別してください
- 缶、ビン、プラ容器、ペットボトル等の取扱い
プラ容器、ペットボトル ・・・燃えるごみ
缶（スチール、アルミ等）、ビン・・・燃えないごみ

※汚れや劣化がひどいものが多く、通常の分別とは違う
取り扱いをお願いします。ただし、ペットボトル
ビン等で中身が入っている場合は出来るだけ抜いて
頂くようお願いします。



◆ごみの処分について

- 地域の集積場に出せる場合は、ごみ収集カレンダーに
従って燃えるごみ・燃えないごみ、それぞれの指定日
に出してください。
- 回収を希望される際はボランティア活動前に清掃事業
課（TEL53-4470）か各地区地域振興局地域住民課へ電
話等でご相談ください。
- 松阪市クリーンセンターへ直接持ち込みの際は、住民自
治協議会長名か自治会長名の「ごみ処理申込書と減免申
請書」が必要となりますので、当日に松阪市クリーン
センター事務所へお越してください。



※処理困難物（タイヤ、バッテリー、消火器等）や家電4品目の扱いに
ついては、清掃事業課か各地区地域振興局地域住民課にお問い合わせく
ださい。